第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月

⑬　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(58,745,583) 58,745,583	4	(46,238,400) 46,238,400	1
	非常勤	(—) 2,400,000	2	(—) —	—
	計	(58,745,583) 61,145,583	6	(46,238,400) 46,238,400	1
教職員	常勤	(2,890,207,010) 2,907,599,213	378	(194,891,442) 194,891,442	14
	非常勤	(—) 308,652,604	291	(—) —	—
	計	(2,890,207,010) 3,216,251,817	669	(194,891,442) 194,891,442	14
合計	常勤	(2,948,952,593) 2,966,344,796	382	(241,129,842) 241,129,842	15
	非常勤	(—) 311,052,604	293	(—) —	—
	計	(2,948,952,593) 3,277,397,400	675	(241,129,842) 241,129,842	15

注１）役員に対する報酬等の支給の基準の概要

報　　酬：国立大学法人京都教育大学役員報酬規程による。

教職員に対する報酬等の支給の基準の概要

給　　与：国立大学法人京都教育大学教職員給与規程、国立大学法人京都教育大学非常勤給与規程及び国立大学法人京都教育大学非常勤講師就業規則による。

退職手当：国立大学法人京都教育大学退職手当規程による。

注２）支給人員は、年間平均支給人員による。

注３）上記には、法定福利費（386,368,223円）を含めていない。

注４）非常勤教職員給与には、派遣職員分（23,268,286円）を含めていない。

注５）人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に準じている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等より雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

注６）支給額欄の上段（　）は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付け人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載している。

⑭　開示すべきセグメント情報

（単位：円）

区分	大学	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	2,449,891,773	2,062,753,222	4,512,644,995	417,720,763	4,930,365,758
教育経費	422,572,954	346,539,495	769,112,449	—	769,112,449
研究経費	120,830,329	421,220	121,251,549	—	121,251,549
教育研究支援経費	123,583,127	—	123,583,127	—	123,583,127
受託研究費	—	—	—	—	—
受託事業費	9,990,062	1,533,106	11,523,168	—	11,523,168
人件費	1,772,915,301	1,714,259,401	3,487,174,702	417,720,763	3,904,895,465
一般管理費	—	—	—	170,624,159	170,624,159
財務費用	5,740,492	—	5,740,492	—	5,740,492
雑損	—	7,000	7,000	335,240	342,240
小計	2,455,632,265	2,062,760,222	4,518,392,487	588,680,162	5,107,072,649
業務収益					
運営費交付金収益	1,689,311,583	1,610,339,218	3,299,650,801	398,572,518	3,698,223,319
学生納付金収益	996,497,839	99,165,400	1,095,663,239	—	1,095,663,239
受託研究等収益	—	—	—	—	—